

# 第 2 9 回 施設・研修等分科会

## 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

## 第29回施設・研修等分科会 議 事 次 第

日時：平成22年3月18日（木）17:00～17:45

場所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

### 1. 開 会

### 2. 議 事

1. 施設管理分野における大臣指示（霞ヶ関8庁舎、防衛省本庁舎等への市場化テスト導入）への対応状況の報告
2. 合同庁舎2号館における警察庁占有部分の警備業務について  
・警察庁からのヒアリング

### 3. 閉 会

#### <出席者>

##### （委員）

小幡主査、浅羽専門委員、荒川専門委員

##### （政府）

田村内閣府大臣政務官

##### （警察庁）

藤山長官官房会計課長、楠会計企画官

##### （事務局）

佐久間事務局長、上野参事官、山谷企画官

○小幡主査 それでは、定刻となりましたので、ただいまから「第29回施設・研修等分科会」を開催いたします。本日は田村大臣政務官に御出席いただいております。まず、田村大臣政務官から御挨拶をいただきたいと存じます。

では、よろしく願いいたします。

○田村大臣政務官 どうも、お疲れさまでございます。本日は小幡主査、そして浅羽委員、荒川委員、御出席いただきましてありがとうございます。

私もこの担当になりましたのは1月でございまして、大臣も替わりまして、枝野大臣、そして大塚副大臣、大臣政務官は私という体制になってまだ2か月ぐらいになったばかりの状況でございます。

それまで、ずっと長い間、この分科会を始め、小委員会の委員の皆様にはいろんな形で御尽力をいただいて、ただ、先ほど主査からもちらっと伺いましたように、前政権ではかなり政治的な関心というか、まさに政権の関心も薄かったというのも大きな要因だと思いますけれども、なかなか委員あるいは事務局の提言が各省庁に抵抗されて、はねつけられて、それでそのまま棚上げされていたところが多々あったのだろうと推測をしているところでございます。

政権が代わって新しい三役になりまして、今までの先生方の御議論の蓄積も踏まえながら、三役でもある程度、各省庁と、ある程度ではなくて、相当、やりとりをさせていただきました。

今回、この新政権の下での「官民競争入札等監理委員会」の11の重点項目の一つになりますけれども、この施設・研修等分科会で取り上げる施設管理分野におきましても、この2か月で相当の進展が見られたと思っております。

それはやはり三役レベルで各省庁と交渉した結果でもありますし、それはやはりひとえに今まで委員の皆様のお尽力、その蓄積があったからだということを改めて感謝を申し上げたいと思っております。

これからも引き続き先生方のお知恵をいただきながら、まさに国民のため市場化テストの導入を始めとする様々な改革を進めてまいりたいと思っておりますので、今日もまた有意義な御議論をいただきますように、どうぞよろしくお願いいたします。

○小幡主査 どうも、大変、ありがとうございます。田村大臣政務官は所用がございまして、ここで退席されます。どうも、本日はありがとうございます。

○田村大臣政務官 どうもありがとうございます。よろしく願いいたします。

(田村大臣政務官退室)

○小幡主査 それでは、議事に入ります。最初の議題は「施設管理分野における大臣指示への対応状況の報告」でございます。これについては、参考資料として配付しておりますが、昨年12月10日に当時の仙谷大臣から11項目について検討するようお話がありました。これを受けて内閣府と各省で検討してきたという

ことですので、対応状況を報告していただきたいと思います。

では、公共サービス改革推進室より説明をお願いいたします。

○上野参事官 それでは、資料に基づいて御説明させていただければと思います。資料1を見ていただければと思います。「施設管理分野における大臣指示への対応状況について」ということでございます。

今、小幡委員から御説明していただきましたとおり、参考資料の「公共サービスの見直しの進め方」、これは昨年12月10日に仙谷大臣から御指示を受けたものですが、これへの対応でございます。

すみません。ちょっと飛びますけど、3ページ目を見ていただきまして、この一番右側のオレンジ色のところでございますが、「平成21年秋以降の取組」ということで、ここに至るまでの経緯を説明させていただければと思っております。

施設管理。この12月10日の紙の1番のところに書いてございますけれども、霞ヶ関所在8庁舎、防衛省本庁舎等一般庁舎の管理運営、自衛隊施設、国立大学法人施設の管理運営。こういう項目で、ほかに下の方の※印でございますが、総務省第2庁舎、財務局管理庁舎、税関管理庁舎、国税局管理庁舎を対象とするということでございます。

この国立大学法人施設の管理運営につきましては、別の国立大学法人分科会の方で担当しておりまして、それ以外のものをこちらの分科会で担当しているということになっているものでございます。

こういう対象項目につきまして年が明けまして、平成22年1月25日、これは先ほど田村大臣政務官からもお話がございましたけれども、政務レベルでまず取り組んでいくということで、仙谷大臣から各省大臣に対して、これは施設だけではございませんけれども、関係の大臣に協力依頼を、これはレターで出したということでございます。

それから、この施設管理につきましては特に田村大臣政務官から各省大臣政務官に対して協力依頼のレターを発送していただきまして、各省庁に検討を要請したということございました。

その後、この事務局の方からこれを踏まえて各省庁に調査をいたしまして、この検討項目の市場化テストの導入につきまして検討をしていただいて、順次、その結果を集めていったというところで、その過程におきまして平成22年2月から3月ということで政務三役でいろいろ検討もしていただきまして、それで今回、この結果に至っているという状況でございます。

それで、最初の1ページ目のところに戻っていきまして、各省庁の回答状況ということで御説明をさせていただければと思います。

まず、この霞ヶ関8庁舎等の施設管理業務に関して調査を実施したところ、こ

の各省から前向きな回答を得られたということで、これを順に見ていただければと思いますけれども、合同庁舎 1 号館、農林水産省につきましては平成 23 年 4 月から 3 年間の実施をするということで、その 2 番目のところで合同庁舎 2 号館、ここは総務省が管理庁でありますけれども、総務省第 2 庁舎と一体として民間競争入札を実施していくという検討の結果が得られております。それで期間は 5 年間ということで、ほかのところは 3 年間ですが、ここは 5 年間ということで長期にわたるものになっているわけでございます。

そのほか、合同庁舎 3 号館、5 号館、外務省庁舎、経済産業省庁舎、特許庁庁舎と、同様に 23 年 4 月から 3 年間という形で前向きな回答が得られている状況でございます。

それから、2 ページ目に移っていただきまして、8 庁舎のうち法務省合同庁舎 6 号館につきましては、これは司法機関、家裁が入居していることがございまして、これは公共サービス改革法の対象外になるということで、これにつきましては法律に基づく市場化テストでなくても、民間事業者の創意工夫の活用方策を検討するという回答が得られているということでございます。

具体的には可能な限り民間委託する業務範囲の拡大を検討し、委託契約の包括化を図る方向で検討を進める。契約期間の複数年化を進めていく。それから、3 番目でございますが、裁判所との共同名義の契約を拡大するというところで、これは共同で広くやっていくことになりますと経費削減効果も多くなるものですから、そういう方向で協議を進める。そういうような回答をいただいているというところでございます。

それから、ほかの霞ヶ関 8 庁舎以外の庁舎につきましてはその下に整理をしておりますが、これらも同様に平成 23 年 4 月から 3 年間と。税関が管理する庁舎につきましては 5 年間という形になっておりますけれども、前向きな回答が得られているというような状況でございます。

3 ページ目に移りまして、先ほど右側を見ていただきましたが、これは政権交代ということも先ほど田村大臣政務官が言われておりましたけれども、この 21 年 9 月、各省、公共サービス見直し案、これは昨年 6 月ごろから各省で検討をしていただいて、その結果が 9 月に出てきたものでございますけれども、そのときと比べて今がどれだけ進展したかということを整理したものでございます。

政権が代わって、先ほど御説明しましたこの右側のオレンジ色の取組によって進展をしたということでございます。

この二重丸（◎）のところがこの 23 年から市場化テストを実施するというところで、今の結果であるわけですが、その二重丸ではなくて丸のところはまだそこに足りない部分があったということが左側の 21 年 9 月のところでございますけれども、それから、左、21 年 9 月のところで、現状分析、青のところ、

これは市場化テストを導入するというのではなくて、まず現状を分析するというようなところでございます。

回答がなかったところもございますけれども、こういうちょっと簡略化したものでございますが、21年9月から比べると22年3月、現時点では相当進展をしたというところでございます。

合同庁舎2号館のところ、総務省のところもでございますけれども、下線が引いてございますが、警察庁部分の警備にも導入ということで、これは次の議題のところもでございますけれども、警察庁の警備については当初、警察の方からここは特殊性があるので、そこは市場化テストの対象から外すということと言われていたわけですが、その部分につきましても後でヒアリングをいたしますけれども、一定の条件がクリアできれば導入をするという形で、今回、進展をしているところでございます。これはまた次の議題のときに警察庁からヒアリングをすることになっているところでございます。

ここの表につきましては、また記者の方には後で田村大臣政務官からブリーフィングをしてまた御説明をさせていただき予定にしているところです。

いずれにいたしましても、この各省の一般庁舎、実はここの永田町合同庁舎は官民競争入札を実施しておりますけれども、今までは各省の一般庁舎としては永田町合同庁舎だけだったわけでもございますけれども、今、それがこれだけ拡大したという各省の取組状況になっている。そういう回答が得られているという状況でございます。

以上、簡単ではございますが。

○小幡主査 ありがとうございます。ただいま説明いただきましたが、御意見、御質問、ございましたら御自由に御発言をお願いいたします。

○荒川専門委員 何点か御質問ですけれども、これら、今、1ページにありますその7施設、あとは2ページの施設ですが、これは現時点でも民間委託をされているということでしょうか。

○上野参事官 はい。そうでございます。それを包括化することです。

○荒川専門委員 包括化しているということですね。

○上野参事官 そうすることで、そこで経費削減効果とか、あるいは質の向上もそこで全体として図っていただけるのではないかとということでございます。

○荒川専門委員 ①から。新しい市場化テストの中では、例えば1ページで言えば7庁舎がありますけれども、①から⑦は計7本の契約でやるということですね。

○上野参事官 はい。それぞれの。

○荒川専門委員 それぞれで入札をかけていくということですね。

○上野参事官 はい。

○事務局 すみません。ちょっと補足でよろしいですか。資料の1ページの右に

「事業規模」とありますけれども、これは必ずしも実際の経費数値の額ではございませんで、今、委託している額の規模を基に算出していますので、現在も勿論委託をしております。ただ、業務分野ごとに清掃ですとか警備ですとか、一応、そういった分野ごとに細かく分けて契約をしている。その総額が、合同庁舎1号館であれば1年間で4.8億円という形になっていますので、今は単年度で細かく分けて委託をしているというのを施設ごとに包括化して、かつ複数年度で契約をするという形になるのが23年度以降の姿になります。

○小幡主査 今、荒川委員が聞かれたのは合同庁舎、例えば1号館と2号館でまとめてとか、そういうことはないですかという御質問は、やはりないですね。

○事務局 すみません。はい。建物ごとに1つで。ただ、総務省のところだけ合同庁舎2号館と第二庁舎、この2つを1つの契約にするという意味でございますので、1号館を1つ、2号館と第二庁舎で1つ、3号館で1つ、5号館で1つ。こういう形になると思います。

○小幡主査 ほかにもございますか。

○荒川専門委員 あとは現時点でのその委託の時は価格の入札ですか、それとも、今、クオリティーの面も考慮に入れた入札がなされているのでしょうか。

○事務局 基本は一般競争入札、随意契約はもう大分減っていますので、一般競争入札で基本的には価格でやっているということになります。

○荒川専門委員 分かりました。これで最後の質問です。対象業務の中で施設、設備管理、警備とかあります。例えばセキュリティーで言えば、今、建物によってもしくは省庁によってセキュリティーの度合いや方法が違ったりしますが、それらの標準化は今回のこの経緯、プロセスの中で図っていくのでしょうか。それとも、それぞれの中でそれぞれに求められるセキュリティーを追求していくのでしょうか。今、セキュリティーを例にして申し上げましたけれども、管理とか清掃も同様です。個別のそれぞれのものを踏まえるのか、共通化するのかという質問です。

○事務局 実施要項の審議をしてみないとというところが前提でございますが、基本的には建物ごとで事情がありますので、それを斟酌することにはなると思います。

ただ、まとめてほぼ同じ時期に審議をしますので、その入札監理小委員会の審議の中である程度、いろいろ、ほかの施設を見ながらということになりますので、事情を斟酌しながらではあります。一定の標準化のようなものは進むとは思いますが。

○小幡主査 確かに庁舎の管理ですから、恐らくそれほどは違わないのではないかという感じもいたしますが、ただ、今までのそれぞれのレベルもあるので、それぞれ上げてこられるのはそれぞれの省庁で出してこられるというところで、現

実にどのぐらい違いがあるかということかと思いますが、逆に余りに共通に引っ張るといふことも、今はそれほどは考えていないということですよ。

○事務局　そうですね。そんなに、ここがこうだからこちらもこうではないかということ、余り画一的にやることはふさわしくないのかなと思っています。特に庁舎といっても、極端でもないですけど、防衛省などですとまたやはり霞ヶ関の庁舎とはちょっと違うようなところもございますし、霞ヶ関の中でも広さ、規模が、同じ合同庁舎でも大きさが違ったり、人の来客の数とか、そういった数も違ったりもしますので、そこではやはりある程度、それぞれの特性に応じた実施要項になるのではないかと考えております。

○小幡主査　どうぞ。

○佐久間事務局長　少し補足ですけど、一部に行(二)職員さんがまだ残っておられるようなところがありますので、その部分はそれぞれの状況がかなり違いますので、その辺りは実情を踏まえて、それを盛り込んだ形でもって事業を考える必要があるというのがあります。

それから、施設の面でも単純な庁舎と言えない部分を含んでいるような、役所によってはそういうものを持っておられるようなところが一部ありますので、そういったところは違いが出てくるということになるかと思っております。

○小幡主査　3ページにございますように、今回、かなりの進展を示していただいたということで、ほぼすべて市場化テストというところまでまいりましたので、それぞれの各省ごとに若干、いろいろ思惑もおありだと思いますので、そこら辺りは尊重しながら入札監理小委員会で検討していただくということになるかと思っております。

浅羽専門委員、ございますか。

○浅羽専門委員　今の佐久間事務局長からの行(二)の話が出てきたのですが、実際、今回、このように、例えば1ページですと7つの庁舎がありますけれども、行(二)の職員の方がやられている部分がかもし残っているとすれば、それは契約書をどういう形で、連携する形になるのか、区分するのか、取り込む形になるのか、いろんなやり方があると思っておりますけれども、どのようなことが。

勿論、省庁によって違うということになるのでしようけれども、どのようなことがイメージとして考えられるのでしようか。

○佐久間事務局長　基本的には役割分担をするという形になるかと思っております。ただ、行(二)職員については不補充ということが大きな原則ですので、3年間の間に若干の定員の変化とかそういったようなことが予想されておりますので、それに伴って、若干、当初と契約途中で少しずつ業務の範囲が変わっていくといったようなことは予想されますので、それはしっかり考えに入れて契約をしておく必要があるということだと思います。



若干なりともそこで変動が起り得るという場合にどうするかということは、入札監理小委員会で実施要項なり、あるいはその実際の契約の段階で工夫が必要な部分があるかと思えます。

○小幡主査 確かにちょっとその辺は技術的に多少難しいところもあろうかと思いますが、入札監理小委員会のところで御検討をいただくということかと思えます。

一点だけ。期間が大体3年で、1つ5年というところがございますが、これは省庁が出されてきたというままでこういう違いが出ているという理解でよろしいですか。

○上野参事官 はい。市場化テストをこの今までの施設のものを見ますと3年が多いものですから、最低3年という形で事務局の方から話を各省にしまして、その結果、5年というところも出てきたというところでございます。

○小幡主査 確かに長期の方がよりメリットが出るであろうとも思われますが、最低3年はということが出てきたということで、今後、また5年で大丈夫だということになれば更に次は5年という可能性もある。そんなことでよろしいですか。

○事務局 基本が今まで単年度でやっておりましたので、まずは複数年のメリットということで導入して、スタートとして3年を基本でお願いしたという形になります。

○小幡主査 それでは、ただいまの説明でよろしゅうございましょうか。いずれも現状分析、あるいは回答なしのようなども市場化テスト実施。それから、範囲が少し限っていたところもむしろ全体を対象にして実施ということで大変進んだということかと思えます。

本件につきましては、本日、御報告いただいた内容で6月の公共サービス改革基本方針の改定に向けて更に調整を続けていただくということにいたしたいと思えます。

それでは、次の議題に移ります。「合同庁舎2号館における警察庁占有部分の警備業務について」でございます。

これは先ほどの御報告にもありましたが、警察庁占有部分の警備業務については合同庁舎2号館の施設管理業務に包括化して、民間競争入札の対象となるということになったのですが、警察ですので、その他の警備部分とは仕様の階層化を行うということのようでございます。

その点について警察庁からのヒアリングを行いたいと思えます。では、警察庁の方、入室していただいでください。

(警察庁関係者入室)

○小幡主査 それでは、警察庁の藤山雄治会計課長より御説明をお願いしたいと思います。5分程度でお願いいたします。

○藤山会計課長 それでは、御説明を申し上げます。説明の機会をつくっていただきましてありがとうございます。今回のものはいわゆる合同庁舎2号館の警備業務について、今までは警察庁部分だけを括り出して一般競争入札ということで別契約にしていたというものを、庁舎全体を一括の契約としてやりましょうかということで、その方向で進めているわけです。

それについての、それに当たっての警察庁として御配慮いただきたい点について御説明を申し上げたいと思います。

そもそも、我々の方でこの警備業務について非常にこだわりがあるという理由は、従来からさまざまな形で警察に対する攻撃なり調査活動なりがあったと。

例えば攻撃ということで申し上げれば、警察署、特に警察署長の部屋をねらって火炎瓶が投げ込まれたり、あるいは警察官の宿舎に爆弾が仕掛けられて巡回中の警察官が亡くなったり、あるいはかつては警視庁の幹部宅に爆発物が送りつけられて奥様が亡くなるとか、あるいは警察庁長官が自宅前で撃たれるとか、そういったさまざまな警察に対する攻撃があったということが一点。

それから、調査活動ということで申し上げれば、従来から反社会的な犯罪集団が警察に対する調査を行ってきたという歴史があるわけですけれども、近年は暴力団においても警察に対する調査活動、例えば車のナンバープレートを調べてみたり、あるいは警察の幹部の名簿を入手してみたり、そういったことが我々の捜査の過程でも明らかになるという場面がございます。

そういった点から現在の2号館を建てるときにも我々は自分の警察の部分については我々自身の守衛も含めて、独自にきちんとした警備体制をつくりたいということで、実は2号館というのは1つの箱なわけですけれども、箱の中にもう一つの箱をつくっていただいて、それで我々の部分だけ他の省庁の方からおいでのなる場合には、どの省庁の方でもまず一旦、1階に降りていただいて、2階にある警察庁の入り口を通らなければ警察庁には来られない。

ですから、事実上、1つの建物なのですが、箱としては2つの箱をつくってもらったという形にしてもらっているということです。

ですから、その警備業務についても我々としては独自に我々の守衛との連携等が必要なので、従来は別の契約にさせていただいていたということです。

今回、特に御方針として、極力、一括でできるものは一括でということですので、我々としてはその方向で検討をさせていただきたいと考えておりますが、それに当たってペーパーを出させていただいておりますが、どうしても一括するに当たっては我々としては警察庁部分の警戒警備について、今現在のレベルを落とさない形にしたい。このペーパーはそういった意味で作らせていただいております。

その点で一つは1の丸(○)を3つ書かせていただきましたけれども、当方では特に当庁の職員としての守衛がおりまして、これと連携をして警備あるいは巡

回をやっております。そういった意味ではこの連携は非常に重要で、ある意味では人間関係、信頼関係も含めて連携をとって警戒・巡回をやっていくということがあります。したがって、従来どおり、ある程度、警察庁の警備に従事する方については固定化をしてもらいたい。

今日、契約書とか仕様書についても事前にお渡ししていますが、なおかつ、従来から我々の方では事前に名簿をいただいて、我々の方で不適格と思われる方については従事していただかないという形をとっておりますので、そういったことについても引き続き維持をしていただきたいと思いますと考えております。

ここに、丸の2つ目に書きましたけれども、めったにないことではしょうけれども、例えば我々の方で暴力団関係者ということで把握をしている者が警備員に入るといふことであれば、そういった者は直ちに排除させていただきたいと考えております。これについても従来から警察庁の契約においては行われていた内容でございます。

それから、警察庁部分の警備業務に従事する統括責任者を配置する。これはだれが責任者か分からないのでは我々の方からいわゆる委託の警備業者に対して物を言うときにだれが行って物を言っているのか分からないということもありますので、これについても従来から責任者は置いてもらっております。ですから、これについても引き続き置いてもらいたいと考えております。

それから、大きな2と書かせていただきましたけれども、これは残念ながら、その警戒・警備業務に従事する業者であっても、やはり反社会的勢力との関係が出てくる可能性が100%排除されるわけではありませんので、そういったものが判明した場合には我々の方としてはやはり迅速にその契約を解除したい。

これはもうお示ししているとおり、我々の方でも実は当方の事情によって契約が解除できるということで従来からやってきましたけれども、そういった迅速な対応ができるように、これは恐らく警察庁側の都合ということで親である総務省になかなか物を言えない、中身が説明できないということもあると思いますけれども、そういった場合であっても、警察庁部分については警察庁の意向によって迅速に契約が解除できるような仕組みを新しい規約においても盛り込んでもらいたいと考えております。

大きな3点目です。これも従来どおりということでもありますけれども、当方では先ほど申し上げたとおり、さまざまな調査活動、あるいは攻撃の対象になっているということもありまして、庁舎内の具体的な警戒の配置状況ですとか、あるいは庁舎内のつくりにつきましても、その入札参加者に事前には開示をせずに入札を行うような形。これも従来どおり行うことによって可能な限り我々としては公開、要するに公共の安全に係わる情報については伏せる形での契約作業を行わせていただきたいと思いますということを考えております。

したがいまして、全体としてはもともと警察庁の警備業務も一般競争入札で行っておりますので、一般競争入札に付すること自体は特段問題とは考えておりませんが、それに当たって御配慮いただきたい点については、現在、以上の点を考えているということをお説明申し上げたいと思います。以上です。

○小幡主査 ありがとうございます。今、確かに2号館の中の2階に警察庁の入り口がございまして、確かに一つの箱になっているわけでございます。そこで仕様をこのように切り分けたいということでございました。

ただいまの説明に関しまして御意見、御質問がございましたら御自由に御発言をお願いいたします。

○荒川専門委員 では。

○小幡主査 荒川専門委員、どうぞ。

○荒川専門委員 まず、一点、質問です。1番の1つ目の丸についてです。「連携を密にする必要」というところがございませぬけれども、具体的に現時点でその連携、もしくは役割分担というところはどこをどう行(二)の方がおやりになられ、どういうところを民間の事業者がやるということをお想定されておりますでしょうか。

○小幡主査 いかがでしょうか。

○藤山会計課長 いわゆる具体的な警戒がどうかということにはまさに我々の警備力に係わることでありますが、必要であればまたちょっと公開外のところで御説明をさせていただきます。

○荒川専門委員 分かりました。

○小幡主査 ほかに。はい、浅羽専門委員。

○浅羽専門委員 お話そのものは納得できる内容で、そうなのだろうと思います。ただ、一つ、ちょっと気になるのは2の「契約の変更・解除」のところ、反社会的勢力とおっしゃいましたでしょうか。ちょっと言葉の使い方が違ったら申し訳ございません。

○藤山会計課長 はい。反社会的勢力。

○浅羽専門委員 直接的な反社会的勢力ではないにせよ、その契約した会社が何らかの関係があった場合にそれを、契約を解除できる。一方的に解除できるような契約をしたいということで、それ自体、おかしなことではないと思いますけれども、ただ、ちょっと、本当に気になるところは中身が説明できないケースもあるということで、それは仕方がないのかもしれませんが、ただ、そうした反社会的勢力との関係があるところが警察庁部分はだめで、では合同庁舎2号館全体はいいのかと。

○藤山会計課長 ですから、それはどういうことをイメージで申し上げているかということ、やはり警察は様々な捜査活動なり情報収集活動をやっておりますので、

その情報元との関係で直ちに外に向けて明らかにできない情報はあると思うのです。

そういった形で得られた情報があったときに、それはうちの方は直ちに解除したいけれども、総務省に対してこんな情報があるのでと言えないことがやはり当然想定されるだろうと。

○浅羽専門委員 はい。

○藤山会計課長 ですから、そういった場合には、実は契約上、これまでも自己の都合によりこの契約の全部または一部を解除することができるということをやってきたのですが、そういった条項をうちの部分について特に設定していただければ。

だから、総務省の方が何も聞かずに、いいですよ、おたくが言うならば、というので全部解除していただけるならそれでいいのですが、総務省の方でやはりそれにためられることもあるでしょうから、そういった場合には少なくともうちの部分だけでも解除できるような仕組みにしていただけるとありがたいということと考えております。

ですから、それは今後の契約書を現に作る際に、親元である総務省の方と相談すればいいことかなと思います。

○小幡主査 今回の浅羽専門委員の御質問は多分、反社会的な暴力団であればおよそ一般的にやはり2号館全体もやるべきではないという感じがするというところで、いろいろな取締対象があるとおっしゃいましたが、そうなるとその暴力団等の反社会的なものでない、すごく一般的な取締りは非常に山ほどあって、その対象になってしまったらだめということになると、非常に予測可能性が立ちませんという問題があるような気がいたしますが、いかがでしょうか。

○藤山会計課長 そういった機微にわたることはまた改めて後ほど御説明したいと思います。

○小幡主査 また非公開でもヒアリングをやるかと思っておりますので。ほかには。あと契約の方法ですが、これは刑務所とかのときも多少議論になりましたが、内部を余り明らかにするといろいろ問題が生ずるかもしれないのですが、余り分からないと民間事業者が幾らでどういうふうに警備をやるかとか、そこら辺が出しにくい。刑事施設などでもその辺りがなかなか難しいというのがございました。

その詳細なというところは確かに出しにくいというのは分かるのですが、ですから、この本当に詳細なところまでは出さなくてよいとしても、契約をしようという方、入札に入りたいと思う方がある程度のところが分からないと試算できませんので、そこら辺りは。

○藤山会計課長 ある程度のその警戒の面積とかそういったことは分かりますし、

そういった形でもともと我々の方で競争入札をやっているわけですが、ここは従来から特に問題になっておりませんので、これは別に一括にしたことによって、特段、新たに問題になることはないと考えています。

要するに従来から示している、事前に我々の方で入札に当たって示している内容で特に業者の方から問題が指摘されて、これでは札の入れようがないという問題は特にありませんので。

○小幡主査 分かりますが、従来の一般競争入札でやっていらっしゃったのと比べて、今度、包括で、その2号館全体をどのように民間の方が効率的に警備等をするかというような観点から考えられるわけですね。

当然、警察庁占有部分は多少、仕様が特別であるということは勿論、せざるを得ないというのは理解いたしますが、そこでやはり今までと比べますと、民間の方が多少、工夫をするという部分も出てくるかと思しますので、そうすると今までと同じでいいか、今までで問題がなかったからとおっしゃいましたが、少しそこから辺りは、今度、包括的な官民競争入札のところの民間競争入札でやるのだという辺りを意識なさっていただいて、民間の方がより試算しやすいような、すべて詳細にまでということではありませんが、従来と全く同じ、だからいいではないかということよりは、やはりもう少し進んだ形で示すということは必要ではないかという感じがいたしますが、いかがでしょうか。

○藤山会計課長 そういうことは分かりますので、一度、見直して変える部分があるかどうかは別として、おっしゃられる趣旨は分かりますので、それは踏まえて対応したいと思えます。

○小幡主査 ほかにはいかがですか。ちょっと、あと非公開のところでも若干、ヒアリングを続けたいと思えますので、大筋のところは、今、御説明いただいたところについては理解いたしましたので、御説明の部分をおおむね実施要項に盛り込むという方向で、今後、進めていただきたいと思います。

私が申し上げたところとか趣旨については更に御理解いただいて、実施要項をつくっていただきたいと思います。

○藤山会計課長 分かりました。

○小幡主査 それでは、多少、先ほど質問があった部分についてはこの後、非公開部分でのヒアリングを若干進め、更に続けたいと思えます。

それでは、大筋のところはこの結論を分科会として了承ということといたしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○小幡主査 それでは、本日はどうもありがとうございました。公開の部分については本日の議題は終了いたしましたので、施設・研修等分科会はこれで終了といたしたいと思えます。